



総務省

業務概要

TOHOKU BUREAU OF TELECOMMUNICATIONS 2014

- ICTで築く安心・安全・元気な東北 -

- I. 東日本大震災からの復興の着実な推進
- II. 災害に強い安心・安全な社会の実現
- III. ICTによる活力ある地域づくりの促進
- IV. 安心してICTを利用できる環境の確保

総務省 東北総合通信局

I. 東日本大震災からの復興の着実な推進

被災自治体が進める復興街づくりに合わせた通信・放送基盤の整備や、被災地が抱える様々な課題に対応したICT利活用の促進など、東日本大震災からの復興を着実に推進するため、関係機関と連携した支援体制を整えるとともに、各種支援施策を活用して被災自治体の情報化推進事業を支援します。

1 復興街づくりへの支援

(1) 関係機関との連携による情報通信基盤の円滑な整備の促進

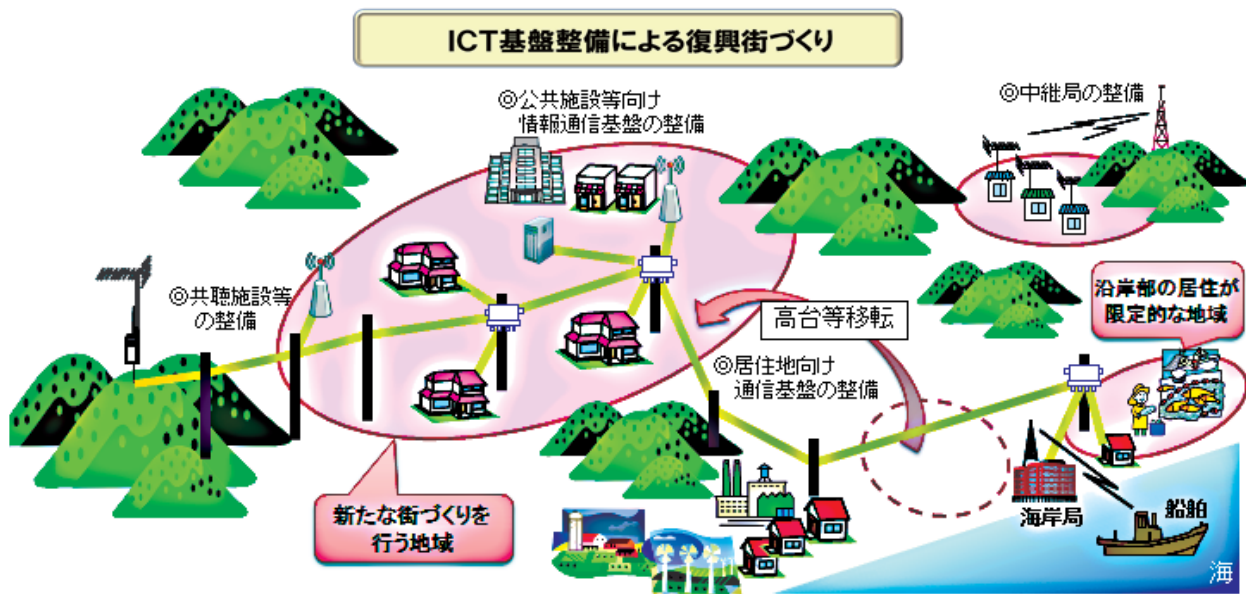
被災自治体が進める防災集団移転や土地区画整理等の復興街づくりに合わせて情報通信基盤の円滑な整備を促進するため、「東日本大震災ICT復興促進連絡会議」を開催し、官民一体となって被災地域の復興を支援します。



東日本大震災ICT復興促進連絡会議

(2) 復興街づくりにおける情報通信基盤整備への支援

被災自治体が進める復興街づくりに合わせて行う地デジ受信環境、地上ラジオ受信環境、ブロードバンド環境、公共施設等向け情報通信環境等地域の住民生活・地域の活性化に必要な情報通信基盤の整備を「復興街づくりICT基盤整備事業」により支援します。



(3) 被災した情報通信基盤の復旧への支援

被災地域の実情や復興状況等を踏まえ、ブロードバンド基盤、地域公共ネットワーク、ケーブルテレビの復旧整備を「情報通信基盤災害復旧事業」により支援します。

2 ICT利活用による復興支援

(1) 被災地の就労機会確保に向けたテレワーク導入への支援

自宅や仮設住宅等でパソコンを使って仕事ができる仕組み（ICTを活用した「テレワーク」）を活用し、住民の就労促進に向けたテレワークシステムを構築する事業を「被災地域テレワーク推進事業」により支援します。

(2) 災害に強い医療情報連携基盤の構築への支援

地域医療圏の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者・住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を「東北地域医療情報連携基盤構築事業（東北メディカル・メガバンク計画）」により支援します。

(3) 長期避難者等とのきずな再生・強化への支援

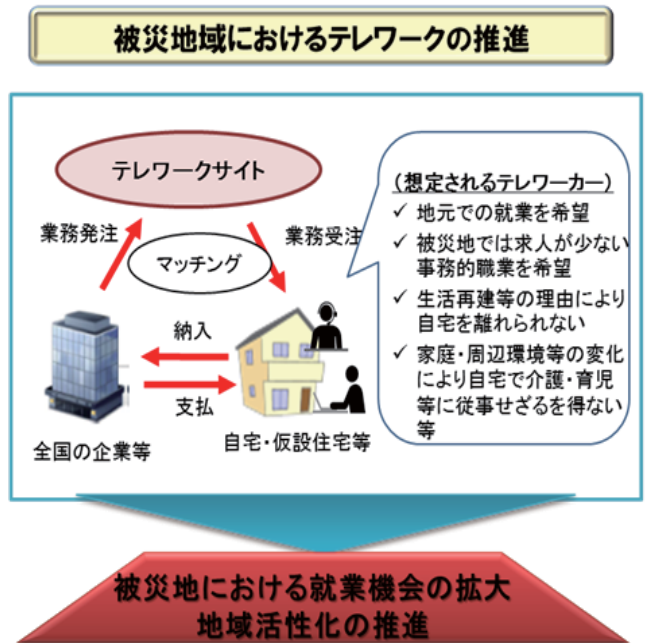
地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立により、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興情報等を正確・迅速に提供するとともに、地域のコミュニケーションを円滑化するための情報通信環境の構築を「ICT地域のきずな再生・強化事業」により支援します。

(4) 地域の高度なエネルギーマネジメント実現への支援

地域レベルでの電力需給の調整を図り、災害時にも安定した電力供給を可能にする高度なエネルギーマネジメントの実現に必要な通信用設備等の導入を「スマートグリッド通信インタフェース導入事業」により支援します。

(5) 震災記録・記憶を保存するデジタルアーカイブの構築への支援

写真、動画、書籍等の震災に係る記録・記憶を防災教育、防災対策等へ活用するとともに次世代へ継承するため、情報通信技術を活用し、震災の記録・記憶を収集・保存・活用するためのシステム（デジタルアーカイブ）を構築する自治体を「被災地域記録デジタル化推進事業」により支援します。



3 被災地域の産業の復興への支援

被災した漁業用海岸局の復興への支援

漁業は沿岸部の被災地域の基幹産業であり、早期復興が求められていることから、漁港施設等の再整備と併せ、船舶の安全と操業の効率化に貢献する漁業用海岸局の本格的な復興を目指し、海岸局の再編、漁業通信の高度化等を提案するとともに、海岸局の再整備を「復興街づくりICT基盤整備事業」により支援します。

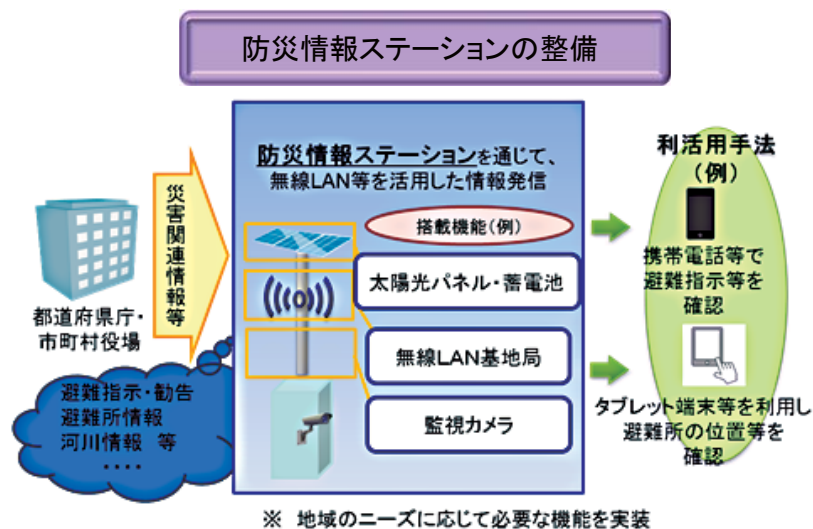
II. 災害に強い安心・安全な社会の実現

災害発生時に防災関係機関による災害情報収集や住民への避難指示が確実に行われるよう、ネットワークの強靱化や防災行政無線等のデジタル化を促進するとともに、ラジオ難聴対策の推進等災害発生時の住民への情報伝達手段の強化に取り組みます。また、平成27年3月に宮城県仙台市で開催される「国連防災世界会議」において、東北の防災対策に関する取り組みを情報発信します。

1 災害に強い情報通信インフラの整備

(1) 防災情報ステーション等の整備の促進

地域住民や帰宅難民者等が災害時でも確実に携帯電話やタブレット端末等を通じて情報を入手できるよう、耐災害性の高い無線LANの機能を有する防災情報ステーションの避難所への整備等を行う地方公共団体等を「防災情報ステーション等整備事業」により支援します。



(2) ネットワークの強靱化等の促進

災害時の通信・放送網遮断等を回避するため、ネットワークの強靱化や、災害放送実施体制の強化等を行う地方公共団体、放送事業者等を「地域公共ネットワーク整備事業」、「地域ケーブルテレビネットワーク整備事業」及び「放送ネットワーク整備事業」により支援します。

(3) 放送事業者の設備の安全・信頼性の向上促進

災害時に大きな役割を果たすことが期待される放送事業者は、放送用の設備に起因する事故の防止に努めているところですが、一層安全性・信頼性の向上が図られ、視聴者に対して安定した放送が継続されるよう、設備の点検状況の把握、放送法令に定める基準への適合性の確認等を進めます。

(4) 消防・防災用のデジタル無線システムの整備の促進

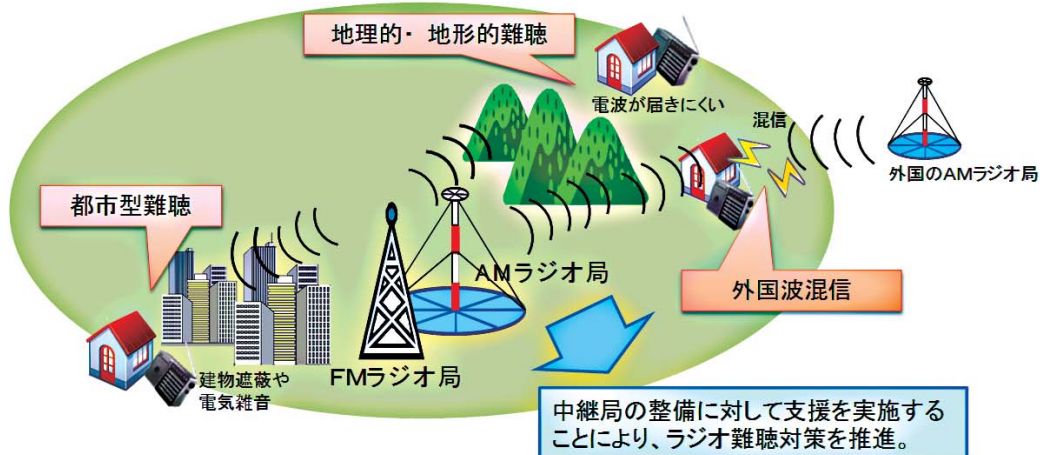
東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線について、音声通信に加えてデータ伝送や準動画など情報量を多く含む通信が可能となるデジタル化を支援します。

2 災害時の住民への情報伝達手段の強化

(1) ラジオ難聴対策の推進

東日本大震災において、放送（特にラジオ放送）は即時性の高い災害情報の発信で大きな役割を發揮しました。被災情報や避難情報など人命・財産の確保に必要な情報を確実に提供するため、ラジオの難聴解消のための中継局の整備を「民放ラジオ難聴解消支援事業」により支援します。

ラジオ放送の難聴解消のイメージ



(2) コミュニティ放送及びエリア放送の普及促進

地域密着の情報を発信するコミュニティ放送局及びホワイトスペース(*1)を活用したエリア放送局は、防災情報や災害時の各種情報の発信機能を果たすことが可能なため、その普及を促進します。

*1 ホワイトスペース：放送用などの目的に割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。



エリア放送の受信画面



緊急速報メール

(3) 緊急速報メール等の利用促進

緊急速報メール等の電気通信サービスを利用した防災情報伝達等の手段が拡大していることから、その利活用について、自治体及び住民への周知啓発活動を推進します。

Ⅲ. ICTによる活力ある地域づくりの促進

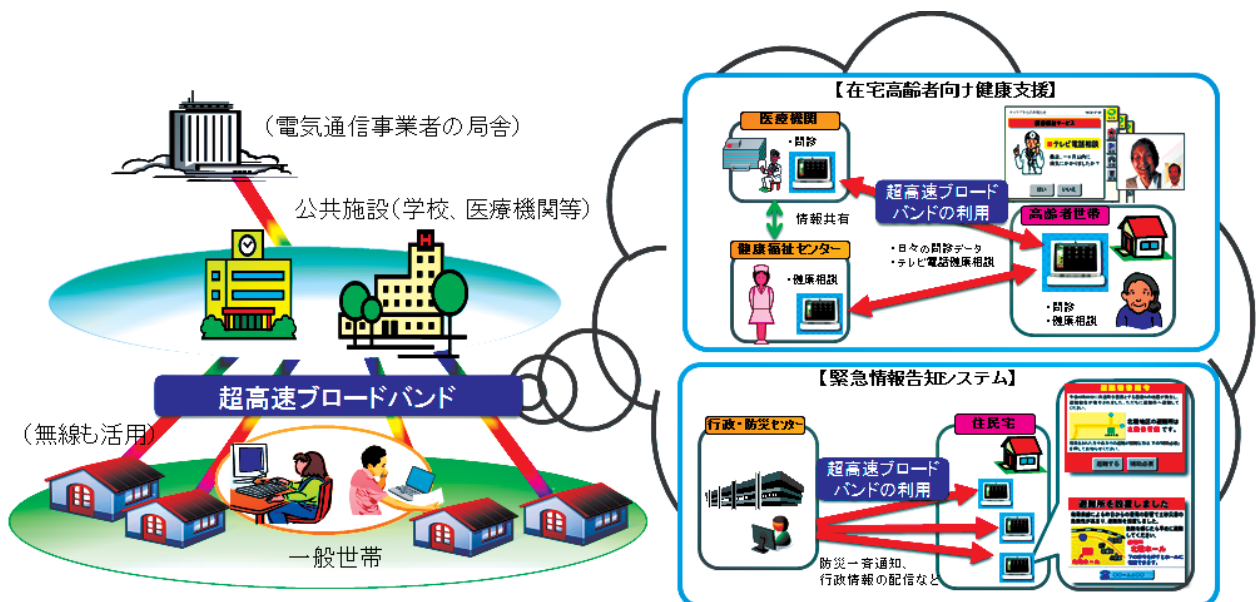
東北地域の成長・発展を支える超高速ブロードバンド等の情報通信基盤の整備を促進するとともに、少子高齢化、雇用創出等の地域課題の解決に向けてICTの利活用を促進します。また、将来の情報通信基盤の整備とICTの利活用を支えるICT分野の研究開発を促進します。

1 情報通信基盤整備の促進

(1) 超高速ブロードバンド基盤の整備の促進

過疎地・離島等における遠隔医療・遠隔教育をはじめとする超高速ブロードバンドの利活用の向上に資する観点から、その基盤整備を実施する自治体等を「情報通信利用環境整備推進事業」により支援します。

情報通信利用環境整備推進事業のイメージ



(2) 携帯電話の通信エリア拡大の促進

山間部や沿岸部などの条件不利地域等において携帯電話を利用することができない地域があります。地域住民の利便性や暮らしの安心・安全が確保できるよう、「携帯電話等エリア整備事業」により携帯電話の通信エリアの拡大を支援します。

(3) 地上デジタル放送完全移行への確実な対応

地デジ化後に新たに難視となった地区について、自治体、放送事業者等の関係機関と連携して暫定衛星対策が終了する平成27年3月までに、地上デジタル放送の受信環境整備・支援に取り組みます。

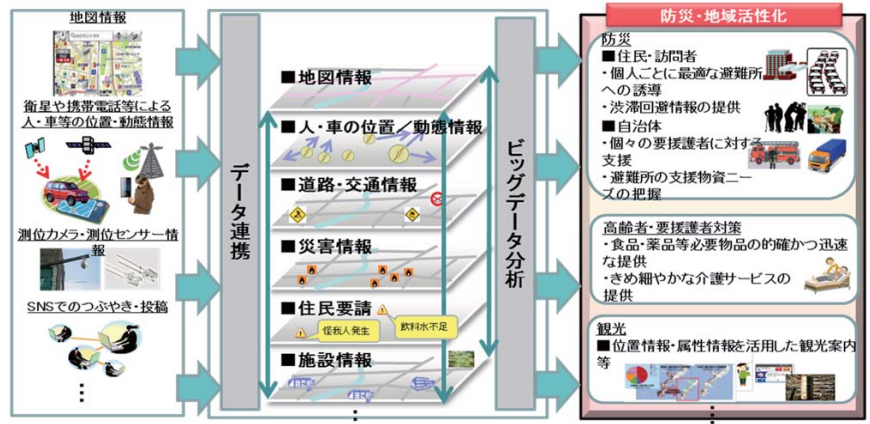
なお、福島原発事故の被害地域の新たな難視地区については、住民の方々の帰還状況等を確認しながら迅速に支援を進めます。

2 ICT利活用による豊かな暮らしの実現

(1) 東北情報通信懇談会等と連携した活力ある地域づくりの推進

東北地方の産学官が結集して幅広い活動を実施している東北情報通信懇談会等と連携し、講演会、セミナー、シンポジウム、調査研究等により、ビッグデータ・オープンデータの利活用を推進し、地域経済の活性化に取り組むとともに、G空間情報（地理空間情報）を活用して、防災や暮らしの安心等に寄与するため、「災害に強いG空間シティの構築・街づくり実証事業」の円滑な実施に向け、地域の関係機関と連携して支援を進めます。

災害に強いG空間シティの構築・街づくり実証事業



(2) ICTを活用した地域課題の解決

東日本大震災の経験を踏まえた災害に強い街づくりの実現、超高齢社会に入った地域が抱える様々な課題の解決に向け、医療・福祉・教育分野におけるICTの活用による新たな街づくりを推進し、「スマートプラチナ社会(*2)構築事業」等の様々な実証事業等により支援します。

*2 スマートプラチナ社会：全ての世代がイノベーションの恩恵を受け、いきいきと活動できる超高齢社会。

(3) 地域コンテンツの海外発信の促進

我が国の放送コンテンツは海外から高い評価を得ており、放送コンテンツが持つ発信力を活用することで、日本のプレゼンスの向上、訪日観光客の増加などが期待できます。地域の映像コンテンツについて、その制作への支援を行い、海外発信を促進します。

3 ICT分野の研究開発の促進

(1) 戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）による研究開発の促進

ICT分野のイノベーション創出の実現等を目的とする戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）により、東北地域の大学、研究機関等の研究開発を促進するとともに、研究成果の周知啓発を図ります。

(2) 研究開発成果の事業化・産業化の促進

ICT分野の研究開発成果の事業化・産業化を促進するため、大学・ベンチャー企業などによる技術成果を具現化する「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」により研究機関・専門家を支援します。

(3) 情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発の促進

NICT耐災害ICT研究センター等と連携し、耐災害に係る研究成果の周知啓発に努め、社会還元・製品化の社会実装を促進するとともに、平成27年3月に宮城県仙台市で開催される「国連防災世界会議」において、耐災害に係る研究成果の周知啓発に取り組みます。

また、地方公共団体と連携しながら無線センサーネットワークシステムを利用した災害連絡網の補完システムを実現するための調査検討を行います。

IV. 安心してICTを利用できる環境の確保

誰もが安心・安全にICTを利用できる環境の整備を目指し、青少年のインターネット利用に関する情報リテラシーの向上促進等電気通信サービスに関する消費者保護、情報セキュリティ対策についての周知啓発、良好な電波利用環境の確保に取り組みます。

1 電気通信サービスに関する消費者保護施策の推進

(1) 消費生活センター等関係機関との連携強化

年々巧妙化してきている電気通信サービスを利用した犯罪や複雑化しているトラブルに対応するため、消費生活センターとの間で苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析、情報の共有を図るとともに、「電気通信消費者支援連絡会」を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施します。

(2) 安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

スマートフォン等の利用の拡大に伴い増加してきている青少年のインターネット利用のトラブルを防止するため、「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会（事務局：東北総合通信局）」を構成する地域団体（教育委員会、PTA連合会等）と連携し、青少年のインターネットリテラシーの向上のための周知啓発活動を実施します。



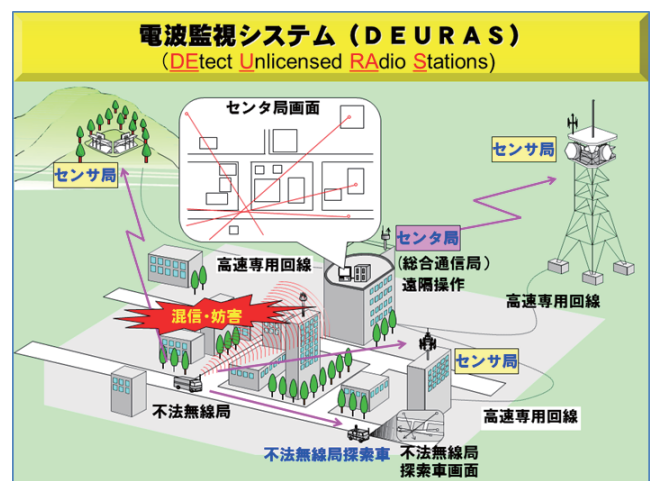
e- ネット安心講座

2 情報セキュリティ対策の促進

政府機関や企業へのサイバー攻撃の発生等、インターネット利用における情報セキュリティ上のリスクが増大し、アプリケーションを通じた個人情報漏洩などのリスクが大きくなっていることから、必要となる情報セキュリティ対策についてセミナー等を活用して周知啓発を図ります。

3 良好な電波利用環境保護

市民生活に重大な影響を及ぼす重要無線通信妨害をはじめとした混信申告に対して、原因究明・障害排除を迅速かつ的確に行うとともに、登録検査等事業者に対する適正な指導・監督や電波の適正な利用、電波の性質・安全性に関する周知啓発を推進することにより、安心・安全に利用できる良好な電波利用環境を確保します。





東日本大震災復興対策支援室

022-221-0654

- ▼被災地域の復興計画策定・地域防災計画の見直し支援
- ▼被災自治体の復旧・復興事業の実施支援
- ▼関係機関・団体等との連絡調整
- ▼情報通信による復旧・復興に関する総合調整



ICT 復興街づくり検討会

総務部

- 総務課 022-221-0602
 - ▼局の庶務、人事、給与、サービス、文書の收受、発送に関する事務
- 企画広報室 022-221-0638
 - ▼局の総合調整、広報、行政の情報化、情報公開に関する事務
- 財務課 022-221-0665
 - ▼予算、決算、契約、資材、物品、財産の管理、庁舎管理、電波利用料に関する事務



報道資料説明会

- 総合通信相談所 022-221-0610
 - ▼情報通信行政全般に関する要望、意見、問い合わせの窓口
- 信書便監理官 022-221-0631
 - ▼国民の皆様安心して利用いただけるための信書便事業の許認可及び信書便事業の監理・監督
 - ▼信書便の安全な送達を確保するための信書便事業制度の周知

情報通信部

- 電気通信事業課 022-221-0626
 - ▼電気通信サービスに関する苦情・相談などの問合せ
 - ▼電気通信サービスの安全利用の啓発（e-ネット安心講座等）
 - ▼電気通信資格者証（電気通信主任技術者、工事担任者）に関する事務
 - ▼有線電気通信設備の届出に関する事務
 - ▼電気通信事業の登録・届出に関する事務



電気通信消費者支援連絡会

情報通信部

- 情報通信連携推進課 022-221-0753
 - ▼産学官の連携推進
 - ▼戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）の推進
 - ▼情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発の支援
 - ▼地域中小企業、ベンチャー企業への研究開発の支援
 - ▼東北地域におけるコンテンツ流通の促進
 - ▼ICT街づくり推進事業

- 情報通信振興課 022-221-0708
 - ▼地域情報通信基盤の整備促進
 - ・情報通信利用環境整備推進事業
 - ・地域公共ネットワーク等強じん化事業等
 - ▼地域情報化アドバイザー、ICT地域マネージャーの派遣
 - ▼地域情報化の推進

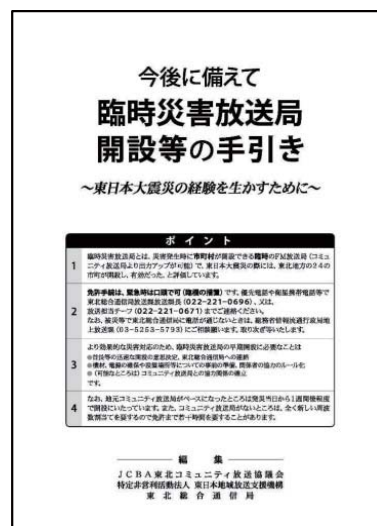


ICT 利活用普及推進セミナー

放送部

- 放送課 022-221-0696
 - ▼放送関係無線局の許認可
 - （ホワイトスペースの活用によるエリア放送、マルチメディア放送等）
 - ▼非常災害時に臨機の措置（口頭申請）による臨時災害放送局の免許
 - ▼放送の安全・信頼性の確保のため、放送事業者の指導監督
 - ▼地上デジタルテレビ放送の受信環境の整備の支援
 - ・無線システム普及支援事業（デジタルテレビ中継局整備事業）
 - ・復興街づくりICT基盤整備事業（共聴施設以外の整備）
 - ・民放ラジオ難聴解消支援事業 ・放送ネットワーク整備事業

- 有線放送課 022-221-0703
 - ▼ケーブルテレビ（テレビ共同受信施設を含む）の許認可
 - ▼有線ラジオ放送施設の許認可
 - ▼放送の安全・信頼性の確保のため、有線放送事業者の指導監督
 - ▼地上デジタルテレビ放送の受信環境の整備の支援
 - ・無線システム普及支援事業（辺地共聴施設整備事業）
 - ・復興街づくりICT基盤整備事業（共聴施設整備・加入）
 - ▼地域公共ネットワーク等強じん化事業（ケーブルテレビ関係）

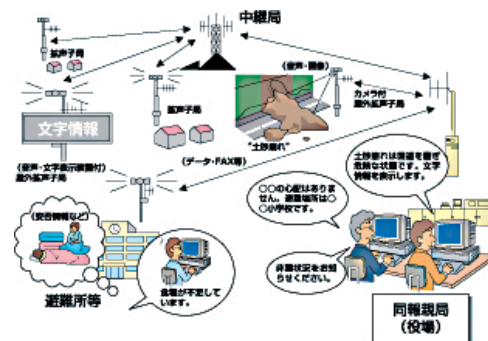


臨時災害放送局の手引き



無線通信部

- 企画調整課 022-221-0657
 - ▼電波利用に関する相談 ▼地域における電波利用に関する調査研究
 - ▼周波数の管理及び公開 ▼電波利用状況調査・公表制度による電波の有効利用
 - ▼電波利用推進東北フォーラムの運営
- 航空海上課 022-221-0651
 - ▼航空・船舶関係無線局の許認可
 - ▼無線従事者の免許証の交付・認定
- 陸上課 022-221-0682
 - ▼陸上に開設する無線局の許認可
 - ・地方公共団体が災害時などで活用する防災行政用無線局
 - ・携帯電話・モバイルインターネットなどの移動体通信用無線局
 - ・MCAなどの業務用無線、個人の趣味で使用するアマチュア無線局
 - ▼「伝搬障害防止区域」による高層建築物等からの重要無線通信回線の保護
 - ▼無線システム普及支援事業
 - (周波数有効利用促進事業、携帯電話等エリア整備事業、電波遮へい対策事業)



防災行政無線のシステム図

電波監理部

- 電波利用環境課 022-221-0676
 - ▼無線局混信等の申告、電波環境に関する相談
 - ▼良好な電波環境の維持に関する周知・啓発
 - ▼電波適正利用推進員制度の推進
 - ▼登録検査等事業者の登録及び指導・監督
 - ▼高周波利用設備の許認可
- 監視課 022-221-0633
 - ▼電波の監視及び電波の質の是正
 - ▼違法・不法無線局の探査
 - ▼電波の質が省令に適合しない無線局の電波の発射停止
 - ▼電波の質等の検査
- 調査課 022-221-0642
 - ▼重要無線通信妨害の排除
 - ▼不法無線局の探査
 - ▼混信状況の技術調査
 - ▼電波の発射状況・利用状況の調査
 - ▼電波監視施設設備の設置及び保守



電波監視



不法無線局の取締り



カイケキ! ベンリ! 電子申請

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public2/index.html>



東北総合通信局

〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23
仙台第2合同庁舎(12F~15F)

各種相談・問い合わせ窓口のご案内

- 東日本大震災の復興・支援に関する窓口
022-221-0654
- 行政相談窓口
022-221-0610
- 情報公開制度の窓口
022-221-5615
- 個人情報保護制度の窓口
022-221-5615
- 電気通信サービスに関する相談窓口
022-221-0632
- 地上デジタル放送に関する相談窓口
022-221-0698
- テレビ・ラジオの受信障害に関する相談窓口
022-221-0698
- 無線局混信等の申告、電波環境に関する相談窓口
022-221-0641
- 電波伝搬障害に関する相談窓口
022-221-0611
- 電波利用料に関する相談窓口
022-221-0616または0663

URL <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>